第3章 市税の納付・相談

≫ 市税の納期カレンダー

税目＼月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
個人市民税	普通徴収				1期		2期		3期			4期		
	年金からの特別徴収		仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
	給与からの特別徴収		徴収した月の翌月10日まで											
法人市民税	均等割申告		全額											
	均等割と法人税割	確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則2カ月以内											
		予定申告	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内											
固定資産税・都市計画税			1期			2期		3期			4期			
軽自動車税				全額										
市たばこ税			翌月の末日まで											
入湯税			翌月の15日まで											
事業所税	法　人		事業年度終了の日から2カ月以内											
	個　人		翌年の3月15日まで											
宿泊税			翌月の末日まで											

（注）納期限が休日その他の公休日に当たる場合は、その翌日が納期限となります。

≫ 市税の納付方法

市税の納付場所

市税は、定められた期日までに次の場所でお納めください。

■全国の本支店および出張所で納められる金融機関

北洋銀行　北海道銀行　みずほ銀行　三菱 UFJ 銀行
三井住友銀行　北陸銀行

■全国のゆうちょ銀行および郵便局

（注）札幌市外のゆうちょ銀行および郵便局では、札幌市の郵便振替払込取扱票でのみ納付できます。

■北海道内の本支店および出張所で納められる金融機関

北海道信用金庫　室蘭信用金庫　空知信用金庫　苫小牧信用金庫
北門信用金庫　北空知信用金庫　日高信用金庫　渡島信用金庫
旭川信用金庫　稚内信用金庫　留萌信用金庫　北星信用金庫
大地みらい信用金庫　遠軽信用金庫　北見信用金庫　北海道労働金庫
札幌市農業協同組合

■札幌市内本支店および出張所で納められる金融機関

青森みちのく銀行　秋田銀行　七十七銀行　第四北越銀行
SBI 新生銀行　北央信用組合　札幌中央信用組合　空知商工信用組合
ウリ信用組合　あすか信用組合　サツラク農業協同組合
北海道信用農業協同組合連合会　北海道信用漁業協同組合連合会

■上記以外の地方税統一 QR コード対応金融機関の窓口（納付書に QR コードが印字されている場合のみ）

対応する金融機関は随時更新されています。LTA ホームページをご確認ください。

LTA　共通納税対応金融機関　検索

■次のコンビニエンスストアの各店舗

ハマナスクラブ　セイコーマート　セブンーイレブン　ファミリーマート
ローソン　ローソンストア 100　MMK 設置店　くらしハウス
ミニストップ　スリーエイト　生活彩家　タイエー
デイリーヤマザキ　ニューヤマザキデイリーストア　ハセガワストア
ポプラ　ヤマザキスペシャルパートナーショップ　ヤマザキデイリーストアー

（注）バーコードが印刷されている納付書に限ります。

■財政局税政部納税指導課（市役所本庁舎 2 階）および各市税事務所納税課（☞ P83～86）

口座振替

口座振替は、自動的にあなたの預貯金口座から振り替えて納めることができる便利な制度です。手続きは簡単で、通常は一度申込みをすると翌年度以降も継続されます。納税には、安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。

安心…納税のために現金を持ち歩く必要がありません。
確実…うっかり納め忘れる心配がありません。
便利…納期のたびに、金融機関等にお出かけになる手間が省けます。

口座振替のできる税目	市民税・道民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）
口座振替のできる金融機関	市税の納付場所欄（☞ P67）に記載されている金融機関、商工組合中央金庫札幌支店、三菱UFJ信託銀行札幌支店、みずほ信託銀行札幌支店、りそな銀行、ゆうちょ銀行の本支店・出張所、楽天銀行の本支店、住信 SBI ネット銀行（令和 8 年 8 月 3 日より「ドコモ SMTB ネット銀行」へ名称変更予定）の本支店
口座振替のできる預貯金種目	普通預金、当座預金、通常貯金、納税準備預金
口座振替日	各納期の最終日 前日までに残高をご確認ください。再振替は行いません。
振替の確認	預金通帳でご確認ください。 なお、使用用途があり、各納期分の振替結果を記載した「口座振替納付済通知書」の発行を希望される方は、北部市税事務所収納管理課（☞ P84）にご連絡ください。

■申込手続き

○口座振替インターネット受付サービスによる申込手続き

ご自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネットを利用していつでも口座振替の申込みができるサービスです。

口座振替依頼書への記入や届出印の押印が不要で、市役所や金融機関の窓口に出向く必要もなく、お手軽に口座振替の手続きができます。

ご利用をご希望される方は以下の専用ページにアクセスしてください。

■専用ページ

札幌市公式ホームページ
「札幌市税 Web 口座振替受付サービス」

札幌市税　口座振替 Web　検索

お取扱いできる金融機関	・全国にある（北洋、北海道、ゆうちょ、北陸）銀行の本支店および出張所 ・北海道内にある（北海道、室蘭、空知、苫小牧、北門、北空知、日高、渡島、旭川、稚内、留萌、北星、大地みらい、遠軽）信用金庫の本支店および出張所 ・札幌市内にある（青森みちのく、秋田、七十七、第四北越）銀行、（北央、札幌中央、あすか）信用組合の本支店および出張所
お取扱いできる預貯金種目	キャッシュカードを発行している個人の普通預金、通常貯金

その他、注意事項や詳しい手続き方法など、上記のホームページでご確認ください。

○申込書（口座振替依頼書）による申込手続き

⑴郵送での申込手続き

申込書に必要事項を記入、押印の上、ご投函いただくだけで、簡単に申込みができます。札幌市行政事務センター（札幌市口座振替市税担当）（☞ P82）にご連絡いただければ、ご自宅等へ郵送します。

（注）楽天銀行および住信 SBI ネット銀行（令和 8 年 8 月 3 日より「ドコモ SMTB ネット銀行」へ名称変更予定）でのお申込みには、郵送後に各銀行サイトでの「承認手続き」が必要です（書類発送から約 7 日後に操作が可能となります）。

〈申込書は以下の場所にも備え付けております〉

・各区役所市民部総務企画課広聴係☞ P86

・札幌市内の金融機関、ゆうちょ銀行および郵便局の窓口

また、札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」から取得することもできます。

（注）申請書・届出書ダウンロードサービスの申込書ではゆうちょ銀行のお申込みはできません。

⑵市内の金融機関窓口での申込手続き

申込みには次のものが必要です。

①申込書（口座振替依頼書）　②口座届出印　③預貯金通帳　④納税通知書

申込書を札幌市内の金融機関、ゆうちょ銀行および郵便局の窓口に備え付けていますので、必要事項を記入、押印の上、窓口にご提出ください。

○キャッシュカードによる申込手続き

各市税事務所の窓口にキャッシュカードを提示し、専用端末にカードの暗証番号を入力すると口座振替の申込みが完了する方法です。申込書（口座振替依頼書）にご記入いただくよりも簡単に手続きができますので、ぜひご利用ください。

ご希望の方は下の表をご確認の上、「お取扱い窓口」にご来庁ください。

お取扱いできる金融機関	・全国にある（北洋、北海道、ゆうちょ）銀行の本支店および出張所 ・北海道内にある（北海道、室蘭、空知、苫小牧、北門、北空知、日高、渡島、旭川、稚内、留萌、北星、大地みらい、遠軽、北見）信用金庫、札幌市農業協同組合の本支店および出張所 ・札幌市内にある北海道信用農業協同組合連合会、サツラク農業協同組合の本支店および出張所
お取扱いできる預貯金種目	個人の普通預金、通常貯金 【法人様名義の預貯金口座または個人の名義でも当座預金や納税準備預金の場合は、申込書による方法でのみ受付いたします】
ご持参いただくもの	上記お取扱いが可能な預貯金口座のキャッシュカード、納税通知書番号の記載された書類 【暗証番号の入力が必要ですので、窓口に来庁されるご本人様名義のキャッシュカードをお持ちください】
お取扱い窓口	各市税事務所および財政局税政部納税指導課（市役所本庁舎 2 階）（☞ P83～86）
ご留意いただく事項	・代理人カード、生体認証カードなど、一部お取扱いできないカードがあります。 ・専用端末機のメンテナンス等で、予告なく受付できない場合があります。

Pay アプリで納付

■納付方法

Pay アプリ上で納付書の QR コードを読み取ることで納付できます。

利用できる税目	市民税・道民税・森林環境税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税 【QR コードが印刷されている納付書に限ります】

■利用できるアプリ

利用できるアプリは随時更新されています。最新の情報は地方税お支払サイト（※）「スマートフォン決済アプリ一覧」または札幌市公式ホームページをご確認ください。

地方税お支払サイト（※） 検索 または 札幌市　キャッシュレス 検索

※「地方税お支払サイト」は、令和 8 年 9 月に「eL（エル）お支払サイト」へ名称変更される予定です。

■ご注意

⑴領収証書は発行されません。

⑵軽自動車税の納税証明書について

令和 5 年 1 月より継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要（※）となっております。

※令和 5 年開始の軽自動車の新制度について

なお、納税証明書（継続検査用）が必要な場合は、【各市税事務所納税課】または市役所 2 階【税の証明窓口】でご請求ください。

⑶手数料、納付できる上限金額等は、Pay アプリにより異なりますので、各 Pay アプリを提供する事業者にご確認ください。

地方税お支払サイト（※）で納付

■納付方法

全国の地方税を納付できる納付サイト。クレジットカードやインターネットバンキングなどで納付できます。

STEP1 地方税お支払サイト（※）にアクセス

STEP2 QRコードの読み取りまたは eL 番号の入力

STEP3 納付方法を選択

- ○クレジットカード
- ○インターネットバンキング
- ○ダイレクト納付（口座振替）
- ○ペイジー番号を発行して納付

利用できる税目	市民税・道民税・森林環境税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）、軽自動車税 【QR コードが印刷されている納付書に限ります】

※「地方税お支払サイト」は、令和 8 年 9 月に「eL（エル）お支払サイト」へ名称変更される予定です。

■ご注意

⑴領収証書は発行されません。

⑵軽自動車税の納税証明書について

令和５年１月より継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要（※）となっております。

※令和５年開始の軽自動車の新制度について

なお、納税証明書（継続検査用）が必要な場合は、【各市税事務所納税課】または市役所２階【税の証明窓口】でご請求ください。

⑶クレジットカード納付に係る注意点

①以下のいずれかのロゴのあるクレジットカードで納付できます。

JCB、VISA、MasterCard、AMERICAN EXPRESS、DinersClub

②納付額に応じて、システム利用料がかかります。

システム利用料は、地方税共同機構クレジットカード納付サイトで試算することができます。

地方税共同機構　システム利用料　検索

⑷インターネットバンキングに係る注意点

利用する金融機関にインターネットバンキングの登録（利用申込）が必要です。

⑸ダイレクト納付（口座振替）に係る注意点

① eLTAX（エルタックス）への利用者登録および金融機関の口座情報登録が必要です。

②継続的に振替されるものではなく、都度納付手続きが必要です。

⑹ペイジー番号の発行に係る注意点

ペイジーでの納付に必要な番号（ペイジー番号）を発行し、ATM 等で納付手続きが必要です。

⑺利用できる金融機関（インターネットバンキング、ダイレクト納付（口座振替）、ペイジー番号の発行）

利用できる金融機関は随時更新されています。LTA ホームページをご確認ください。

LTA　共通納税対応金融機関　検索

QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

≫ 自主納税と滞納

自主納税

市税の納付・納入は、自主納税が基本です。

自主納税とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

市税の滞納

定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になると、まず督促状により再度納税を求めることになります。たとえ、滞納がうっかりした不注意によるものであっても同じです。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額のほかに法令で定める延滞金もあわせて納めていただくことになります。

滞納処分

市税を滞納したままでいますと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また、大切な市税収入を確保するために、やむを得ず、滞納している方の財産（預貯金・給与・不動産など）を差し押さえ、換価（取立て、売却処分）を行い、その金銭を滞納市税に充てることになります。

滞納処分の流れ



財産差押えの執行状況

年度	差押え件数	内容
令和 6 年度（6 月 1 日～翌年 5 月 31 日）	15,011 件	預貯金、給与、不動産、自動車、動産など

市税はみんなの財産

市税の滞納は、札幌市全体にとって大きな損失となります。それは、滞納整理のために多額の費用がかかるからです。この費用も結局は、本来市民の皆さまのための福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な市税から支出されることになります。

市税は、市民みんなの財産です。市税を有効に使うため納期限までに納税するようご協力ください。

納税相談

納期限までに納税できない場合には、納税通知書をお持ちになり、お住まいの区を担当する市税事務所納税課納税相談担当（☞ P83～85）にご相談ください。

なお、各市税事務所納税課納税相談担当では、毎週木曜日（年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、祝日を除く）に 20 時まで納税相談を行っております。平日の日中に納税及び納税相談ができない方はぜひご利用ください。

≫ 市税の減免と納税の猶予

地震、風水害、火災などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活扶助を受けられるなど特別な事情がある場合には、その事情に応じて、税金を減免したり、納める時期を遅らせたり、分割して納められるようにする次の制度があります。

市税の減免

納税義務者が以下の要件に該当する場合は、市税が減免されることがあります。減免を申し出る場合は、原則として、その税の納期の最終日までに申請書を提出してください。

なお、以下の要件以外でも、減免されることがあります。

税の種類	主な要件	問い合わせ先
個人市民税	・生活扶助などを受ける場合 ・職業を失った方で一定の要件にあてはまる場合 ・災害を受けた方で一定の要件にあてはまる場合	お住まいの区（1月1日現在）を担当する市税事務所市民税課 ☞ P83～85
固定資産税 都市計画税	・生活扶助などを受ける場合 ・災害を受けた場合	資産の所在する区を担当する市税事務所（償却資産分については中央市税事務所）固定資産税課 ☞ P83～85
軽自動車税	・生活扶助などを受ける場合 ・災害により被害を受け、一定の要件にあてはまる場合 ・身体などに障がいのある方のために使用する車で、一定の要件にあてはまる場合	中央市税事務所諸税課 ☞ P83
法人市民税	・収益事業を行わない公益法人等で、一定の要件にあてはまる場合	
事業所税	・天災などの場合	
宿泊税	・天災などの場合	

納税の猶予

一時に納税することができない方のために、一定の要件に該当する場合に納税を猶予する制度があります。納期限までに納税することが困難な場合は、お早めに担当の市税事務所納税課納税相談担当にご相談ください。

〈お問い合わせは〉

各市税事務所納税課納税相談担当☞ P83～85

■徴収猶予

以下のような理由により、一時に納税することができないときに、担当の市税事務所に申請することで、1年以内の期間に限り、納税が猶予される場合があります。

⑴財産について災害を受けたこと、または盗難にあったこと

⑵納税者または生計を一にする親族などが病気にかかったこと、または負傷したこと

⑶事業を廃止したこと、または休止したこと

⑷事業について著しい損失を受けたこと

⑸本来の納期限から1年以上経過した後に、納税すべき金額が確定したこと

○徴収猶予が認められると

⑴納税が猶予されます。
（猶予期間中に市税を分割して納付していただく場合があります）
⑵財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
⑶延滞金の全部または一部が免除されます。

■換価の猶予

一時に納税することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときに、その市税の納期限から６カ月以内に、担当の市税事務所に申請することで、１年以内の期間に限り、差押財産の換価（売却）が猶予される場合があります。

また、納税者からの申請によるほか、札幌市長の職権により猶予が認められる場合もあります。

○換価の猶予が認められると

⑴納税が猶予され、猶予期間中に市税を分割して納付することになります。
⑵財産の換価（売却）が猶予されます。
⑶延滞金の一部が免除されます。

≫ 不服申立て

市税の課税の決定や滞納処分などについて不服のある方は、市長に対して文書により審査請求をすることができます。

主な処分に対する不服申立期間は、次のとおりです。

区　分	期　間
市税の課税の決定	納税通知書または税額決定通知書等を受けとった日の翌日から起算して３カ月以内
督促	督促状を受けとった日の翌日から起算して３カ月以内
不動産などの差押え	差押えがあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日まで

（注）不服申立ての手続き、方法については、それぞれの通知書、督促状に記載しています。

Q & A

Q.1　納期を過ぎてから納める場合の延滞金の計算方法は？

私は、令和 8 年度の市民税・道民税・森林環境税の第 1 期分（納期限 6 月 30 日）58,300 円の納税を忘れておりました。今日（10 月 20 日）さっそく納税したいと思いますが、延滞金はかかるのでしょうか。

A　延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次のように計算されます。

⑴ 1 カ月を経過する日までは令和 8 年中は年 2.8%

⑵ 1 カ月を経過する日の翌日から納付する日までは令和 8 年中は年 9.1%

したがって、あなたの場合は、次のとおり 1,300 円の延滞金がかかります。

①令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの期間（31 日間）

58,000 円（1,000 円未満の端数切捨て）×0.028×31÷365

＝137（1 円未満の端数切捨て）

②令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 10 月 20 日までの期間（81 日間）

58,000 円（1,000 円未満の端数切捨て）×0.091×81÷365

＝1,171（1 円未満の端数切捨て）

求める延滞金は、①＋②＝137＋1,171＝1,308

＝1,300 円（100 円未満の端数切捨て）

Q.2　誤って市税を二重に納付してしまった場合は？

誤って固定資産税を二重に納付してしまいました。どうしたらよいですか？

A　二重に納付された市税は、原則、口座に振り込む方法でお返ししています。

手続きは、北部市税事務所から郵送される「過誤納金還付通知及び受取口座の照会について」という文書に金融機関名・口座番号等をご記入の上、返信用封筒に入れて返送していただきます。後日、その口座に振り込みいたします。振込時期は、別途郵送する過誤納金還付（充当・委託納付）通知書で、ご確認ください。なお、滞納税、延滞金がある場合には還付せずに充当します。

Q.3　口座振替ができなかった場合は？

残高不足等で市税の口座振替ができなかった場合には、どのようにして納めたらよいでしょうか？

A　口座からの再振替は行っておりません。振替日を経過してから 10 日程度で納付書を郵送いたしますので、金融機関、全国のゆうちょ銀行および郵便局、コンビニエンスストア、Pay アプリまたは地方税お支払いサイトで納付してください。

納付できる金融機関およびコンビニエンスストアについては☞ P67
Pay アプリおよび地方税お支払いサイトでの納付については☞ P70〜71

Q & A

Q.4　市税を滞納するとどうなりますか？

A

・納期限を過ぎると１日ごとに延滞金が加算されます。
・自宅や事務所あてに文書（督促状 / 催告書 / 差押予告書など）が届きます。
・預金口座、不動産、自動車の所有状況、給与の支払状況や取引状況など、財産の調査が行われます。
・財産（預貯金・給与・不動産など）の差押えが行われます。
・自宅や事務所を強制的に捜索し、帳簿を確認したり、財産を差し押さえる場合があります。

Q.5　納付したのに文書（督促状 / 催告書 / 差押予告書など）が届きましたが、なぜですか？

A　金融機関等で納付されてから札幌市において確認できるまでに２週間程度かかることもあり、既に納付されていても行き違いで文書が送付される場合があります。行き違いを避けるためにも、納期限までの納付をお願いいたします。

Q.6　財産調査とは何を調べるのですか？

A　預金口座や不動産、自動車の所有状況などを調べるほか、勤務先や取引先（金融機関や売掛先など）に連絡し、調査を行います。また、職員がご自宅や事務所に強制的に立ち入り、財産や帳簿を確認することがあります（捜索）。

Q.7　いきなり差押えされました。事前に電話などの連絡はないのですか？

A　地方税法では、督促状が発送されてから 10 日を経過しても納付が無い場合には、差押えをしなければならないと定められています。具体的な財産をいつどのように差し押さえるか、事前の連絡は行いません。

Q.8　給与が差し押さえられるとどうなりますか？

A　滞納市税及び延滞金が完納となるまで、札幌市が差し押さえた給与（法律による差押禁止額を控除した額）を勤務先から直接取り立てます。

Q.9　差押えを解除してくれませんか？

A　滞納市税及び延滞金が完納となった場合、差押えを解除します。